

# 社労士法人 大竹事務所通信

2025年2月(Vol.215)

ご連絡先（大阪事務所）  
〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14  
FUKU BLD.三休棟 301  
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795  
URL: <http://osaka-otake.com/>



## 令和7年 年金改正のゆくえ

### ◆5年に一度の年金財政検証

令和6年は、5年に一度の年金財政検証を行う年で、同年12月25日に社会保障審議会年金部会における報告書が公表されました。令和7年の年金制度改正は、主に下記課題への対応を大きな柱に議論されてきました。

- ・平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき課題
- ・年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題

### ◆令和7年年金制度改正の具体的内容（目次）

- 1 被用者保険の適用拡大
- 2 いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度
  - ①いわゆる「106万円の壁」への制度的対応
  - ②第3号被保険者制度
- 3 在職老齢年金制度の見直し
- 4 標準報酬月額上限の見直し
- 5 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了
- 6 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等
  - ①20代～50代の子のない配偶者の遺族厚生年金
  - ②20代～50代の子のある配偶者の遺族厚生年金
  - ③遺族基礎年金（国民年金）
- 7 年金制度における子に係る加算等
- 8 その他の制度改正事項

### 9 今後検討すべき残された課題

- ①基礎年金の拠出期間の延長（45年化）
- ②障害年金

国民年金の基礎年金制度が導入されてから40年、社会や経済の状況が大きく変化してきていることに伴い、今回の改正は、被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しといった従来からの検討項目に加え、遺族年金や基礎年金マクロ調整の早期終了など、年金受給者だけでなく、保険料を負担する現役世代にも大きな影響を与える大きな見直しとなっています。

今通常国会で審議され改正内容は固まりますが、保険料の負担感及び世代間の不公平感増が声高になってきている今、今後の動向に注視していかなければなりません。

【厚生労働省 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf>

## SNS等に労働者の募集に関する情報を載せる際の注意点

### ◆労働者の募集広告には、募集主の氏名等の表示が必要

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています（第5条の4）。

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われる事案（闇バイト）が見られ、その中には、通常の労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることから、厚生労働省は、SNS等を通じて直接労

働者を募集する際には、①募集主の氏名(または名称)、②住所、③連絡先(電話番号等)、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金の6情報は必ず表示するよう、事業者呼びかけています。

○「住所(所在地)」はどこまで記載すればよいか?  
ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

○「連絡先」として何を記載すればよいか?  
電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問合せフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

○氏名等の情報自体を記載せず、氏名等の情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題ないか?

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に上記6情報を記載する必要があります。

○業務内容、就業場所および賃金については、職業安定法第5条の3や労働基準法第15条で求められるのと同じように詳細を記載する必要があるか?

必ずしも同じである必要はないが、求職者が誤解を生じないように、業務内容や就業場所、賃金について記載する必要があるとしています。例えば、就業場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、「時給 1,500 円～」とする形でも、記載があれば、直ちに職業安定法第5条の4違反とはならないと考えられるとしています。

【厚生労働省「労働者の募集広告には、「募集主の氏名(又は名称)・住所・連絡先(電話番号等)・業務内容・就業場所・賃金」の表示が必要です】

※下記 URL をブラウザへコピー&ペーストしてご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00006.html)

## 労働安全衛生規則改正に伴う一部手続きの電子申請が義務化されました

労働安全衛生規則の改正により、令和7年1月1日以

降、労働者死傷病報告ほか一部手続きの電子申請が義務化されました。

### ◆電子申請が義務化された手続き

- ・総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・労働者死傷病報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告

### ◆従来の様式の廃止

令和7年1月1日以降は、従前の労働安全衛生規則様式は使用できなくなりました。ただし、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。書面により報告する場合は、厚生労働省の web ページから様式のダウンロードを行い、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

### ◆電子申請に便利な入力支援サービス

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を利用すると、届出する様式(帳票)を作成・印刷したり、画面から入力した情報を e-Gov を介して直接電子申請したりすることができます。また、入力した情報は使用した端末に保存できるので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能となります。

既に多くの手続きが電子申請可能となっていますが、新たに義務となったものについては、今一度確認しておきましょう。

【厚生労働省「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)】

※下記 URL をブラウザへコピー&ペーストしてご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html)

## 有給休暇の取得率上昇と プレゼンティーズム

### ◆年次有給休暇の取得率は10年で急上昇

厚生労働省から令和6年「就労条件総合調査」の結果が公表されました。

令和5年の1年間に企業が付与した年次有給休暇（繰越日数を除く。）の取得率は65.3%（同62.1%）となり、昭和59年以降最も高くなっています。10年ほど前には40%台後半でしたので、実に20パーセントポイントほども急上昇していることになります。

### ◆プレゼンティーズム

こうした流れの中で、職場の管理職の中には「最近の若い者は休みばかり取っている」と感じる向きもあるようです。

もしかすると、それは「プレゼンティーズム」に陥っているからかもしれません。プレゼンティーズムとは、単に職場に物理的に存在することを重視する傾向や、長時間労働を美徳とする考え方を指します。実際の生産性や成果よりも、職場にいることを偏重する誤った労働観、という意味で使われる言葉です。

プレゼンティーズムに凝り固まるのは問題がありますが、一方で、その場にはいないとコミュニケーションが不足したり報連相がスムーズにいかなくなるのも事実でしょう。新しい連絡ツールなどがいろいろと登場しているとはいえ、その場にいること、リアルな対面での情報交換の重要性が消えてなくなることはないでしょう。

何事もバランスの問題です。バランスの取れた判断をするためには職場のリーダーや管理者の意識が重要となります。「会社の売上が減っているのに休みばかり取って……」と不満を抱えて憂鬱になるより、売上減の要因を探って対策を考えるほうが建設的でしょう。

### ◆社内規程のアップデートも忘れずに

時代に適合しない企業は生き残れません。リーダーの考え方にアップデートの余地がないか、ちょっと立ち止まって考えてみるのも有益かもしれません。もちろん、就業規則などの社内規程のアップデートも忘れずにしておきましょう。

【厚生労働省「令和6年就労条件総合調査 結果の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/24/index.html>

## 2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>  
[税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

17日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>  
[税務署]  
※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出  
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期>  
[郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

## 編集後記

1年で一番寒さが厳しい時期がやって参りました。一時に比べ、インフルエンザの感染状況は落ち着いてきたようですが、まだまだ流行っているようです。手洗い等を徹底し、健康管理にご留意ください。

今月も最後までお読みいただき、ありがとうございました（R.O.）。

## スタッフブログより

### 【金曜午後 3 時から始まる

#### 「充実した休日」の準備

前回ご紹介した『世界の一流は「休日」に何をしているのか』（越川慎司著）には、「金曜の午後 3 時に休日の準備を始める」という印象的な見出しがありました。

正直、自分が金曜の午後にそわそわしている姿を思い浮かべましたが、そういう意味ではありませんでした。

ポイントは、充実した休日を過ごすための「計画的な準備」をすることだそうです。

その準備とは次の 3 つです。

#### 土日の過ごし方を事前に計画する

行きたい場所ややりたいことを決めておくことで、貴重な休日を無駄にせず楽しむことができます。

#### 金曜の午後に翌週のタスクを整理する

仕事の整理を金曜のうちに済ませておくと、週末に仕事のことを考えずにリフレッシュできます。

#### 金曜の夕方に予定を入れる

例えば、土曜に予定していた外食や買い物を金曜の夕方に済ませることで、土日の自由度をぐっと高めることができます。

これらを意識することで、土日の自由度がぐっと高まり、心も体もリフレッシュできます。

その結果、月曜日からのスタートダッシュもスムーズに。

少しの準備が、休日をより充実させてくれる、そんなヒントを実践してみるのもいいかもしれませんね！  
おおたけ（2024-12-20）

### 【自分への投資】

「ドイツ人のすごい働き方」、という書籍を購入して読み始めました。

昨年？—昨年でしたか、日本は GDP 世界第 3 位をドイツに譲ることになりましたね…。

お客様にドイツの方がいらっしゃいますが、そうそう沢山の方に会える訳ではないためか、タイトルだけを見てすぐに購入しました。

本は自分への投資として、コスパが良いのかもしれないと、気付くことが出来つつあります。

数千円で情報を得ることが出来ますし、更には自身の語彙力も磨かれる、こんな素晴らしい自己投資はないと思う、今日この頃です。

あとは読んだ本を自分の言葉にして、アウトプットする、これが今年の目標です！

おぎの（2025-1-20）

### 【2025 年も 1 か月が経とうとしています】

皆さま、本年もどうぞよろしくお願い致します。

早いもので 2025 年も 1 か月が経とうとしております。

先月のブログで、「兎にも角にも、体調を崩してしまっは元も子もないため、そこは気を付けながら今年の残りの日も過ごしたいと思います。」と綴っていましたが、30 日頃から体調を崩して熱を出してしまい、そのまま新年を迎えるという情けないこととなってしまいました。。

回復をしてからは、改めて気を入れ直してここまで過ごしております。

まだ寒い時期が続きますし、そろそろ花粉の気配を感じ始めたという声も聞き始めました。

お身体大事になさってください。

にしぐち（2025-01-30）